

平成 2 2 年第 4 回美郷町議会臨時会

議 事 日 程 (第 1 号)

平成 2 2 年 7 月 2 0 日 (火曜日) 午前 1 0 時開議

- 第 1 会議録署名議員の指名
- 第 2 会期の決定
- 第 3 議長の諸般の報告
 - 1) 公の施設の指定管理者監査の結果報告
 - 2) 例月出納検査の報告 (平成 2 2 年 5 月分)
 - 3) 平成 2 2 年第 1 回大曲仙北広域市町村圏組合議会臨時会の概要報告
- 第 4 町長の招集あいさつ
議案上程・議案審議 (説明～質疑～討論～表決)
- 第 5 報告第 7 号 専決処分事項の報告について
- 第 6 議案第 5 1 号 財産の取得について
- 第 7 議案第 5 2 号 財産の取得について
- 第 8 議案第 5 3 号 美郷町農業委員会選挙委員定数条例の全部改正について
- 第 9 議案第 5 4 号 平成 2 2 年度美郷町一般会計補正予算第 2 号

本日の会議に付した事件

議事日程に同じ

出席議員（17名）

1番	中村美智男君	2番	熊谷良夫君
3番	伊藤福章君	4番	武藤威君
5番	森元淑雄君	7番	吉野久君
8番	福田守君	9番	泉美和子君
10番	泉繁夫君	11番	杉澤隆一君
12番	澁谷俊二君	13番	深澤均君
14番	戸澤勉君	15番	熊谷隆一君
16番	飛澤龍右エ門君	17番	深沢義一君
18番	高橋猛君		

欠席議員（1名）

6番 中村利昭君

地方自治法第121条の規定により説明のため出席した者の職氏名

町長	松田知己君	副町長	佐々木敬治君
総務課長	小原正彦君	企画財政課長	高橋薫君
税務課長	小原隆昇君	会計管理者兼 出納室長	坂本昇一君
住民生活課長	鈴木隆君	福祉保健課長	右谷康一君
農政課長	深澤克太郎君	商工観光交流課長	池田茂碁君
建設課長	照井智則君	農業委員会 事務局長	渋谷新一君
教育長	後松順之助君	学務課長	辻一志君
社会教育課長	小林宏和君	幼児教育課長	泉谷隆雄君

職務のため出席した者の職氏名

事務局長	高橋 潔	庶務班長	鈴木邦子
主 査	佐々木直樹	兼議事班長	

◎開会及び開議の宣告

○議長（高橋 猛君） おはようございます。6番の中村利昭君から欠席の届けがあります。

定刻並びに出席議員が定足数に達しておりますので、ただいまから平成22年第4回美郷町議会臨時会を開会いたします。

これより本日の会議を開きます。

◎会議録署名議員の指名

○議長（高橋 猛君） 日程第1、会議録署名議員の指名を行います。

会議録署名議員は、会議規則第118条の規定により、16番、飛澤龍右エ門君、17番、深沢義一君を指名いたします。

◎会期の決定

○議長（高橋 猛君） 日程第2、会期の決定についてを議題といたします。

お諮りいたします。本臨時会の会期を、本日7月20日、1日限りとしたいと思いますが、これにご異議ありませんか。

（「異議なし」の声あり）

○議長（高橋 猛君） 異議なしと認めます。

よって、会期は本日1日限りと決定いたしました。

◎諸般の報告

○議長（高橋 猛君） 日程第3、諸般の報告を行います。

1として、町の監査委員より、公の施設の指定管理者監査の結果報告がありました。

2として、町の監査委員より、例月出納検査、平成22年5月分の報告がありました。

3として、大曲仙北広域市町村圏組合議会出席議員より、平成22年第1回大曲仙北広域市町村圏組合議会臨時会の概要報告がありました。

それぞれ、その写しを皆さんのお手元に配付しております。それをもって報告にかえさせてい

たきます。

◎町長の招集あいさつ

○議長（高橋 猛君） 日程第4、町長の招集あいさつを行います。

本臨時会の招集にあたって、町長より招集あいさつの申し出がありましたので、これを許します。

町長 松田知己君、登壇願います。

（町長 松田知己君 登壇）

○町長（松田知己君） おはようございます。

平成22年第4回美郷町議会臨時会を招集いたしましたところ、議員各位にはご出席をいただきお礼申し上げます。

開会にあたり、行政報告並びに本日提出いたしました議案の概要をご説明申し上げ、招集のあいさつといたします。

はじめに、美郷町ラベンダー園は6月19日から7月4日までの16日間開園し、来園者は例年よりも少ない約36,000人でありました。期間中は、残念ながら天候に恵まれなかった日が多く、また、例年に比べて生育及び開花が遅れたものの、来園された皆様にはラベンダーの香りやその色合いを十分楽しんでいただいたものと思っております。なお、遅咲きとなった分、見頃が期間終了後まで続いたため、7月5日から1週間は刈取り作業を行わず、引き続き観賞していただいたところです。また、園内に設置いたしました募金箱には2万6,358円の善意が寄せられ、例年どおりラベンダーの育成費として活用させていただきます。ご協力いただきました皆様に心から感謝申し上げます。

次に、日独スポーツ少年団同時交流事業についてですが、ドイツのスポーツ少年団一行121人が7月23日から8月13日まで日本を訪れますが、地方プログラムの一環として8月5日から10日まで、体操部門の女子団員8人と指導者1人が本町に滞在する予定となっております。

町では交流する若者たちの友好と親善が深まるよう、町内の体育団体や農村交流団体等からなる「第37回日独スポーツ少年団同時交流事業美郷町実行委員会」を6月16日に設立し、準備を進めております。

期間中は、六郷高校生徒会とのディスカッションをはじめとして、文化交流として茶道、華道、寿司づくりの体験、スポーツ交流として卓球、バレーボール、美郷町自転車競技場の疾走体験、行事交流として清水まつりや舟っこ流しへの参加・見学のほか、町内施設巡りや美郷まんま・美郷たぬ中の試食などを予定しております。また、民家5軒へのホームステイ3泊も予定しており、受け入れ家庭との親交にも大いに期待しているところです。

次に、提出いたしました議案の概要についてご説明いたします。

報告第7号「専決処分事項の報告について」ですが、仙南幼稚園駐車場で発生した車両の損壊事故に係る和解及び損害賠償の額を定めることについて、専決処分いたしましたのでご報告するものです。

議案第51号及び議案第52号「財産の取得について」ですが、除雪ドーザの取得にかかる契約について、お諮りするものです。

議案第53号「美郷町農業委員会選挙委員定数条例の全部改正について」ですが、美郷町農業委員会の選挙委員の定数を20人から16人に削減することについて、お諮りするものです。

議案第54号「平成22年度美郷町一般会計補正予算第2号」についてですが、美郷大使の委嘱に伴う経費の追加のほか、道路新設改良費の増額などによる歳入歳出予算の増額について、お諮りするものです。

なお、提出議案の詳細につきましては各担当課長等に説明させますので、よろしくご審議賜りますようお願い申し上げます、招集あいさつといたします。

◎報告第7号

○議長（高橋 猛君） 日程第5、報告第7号 専決処分事項の報告についてを上程いたします。

報告を朗読します。事務局長。

（事務局長朗読）

○議長（高橋 猛君） 報告の内容の説明を求めます。総務課長。

○総務課長（小原正彦君） 報告第7号についてご説明いたします。2ページ専決第9号専決処分書をご覧いただきたいと思います。

車両損壊の賠償事故について、7月12日に示談が成立し専決処分をしたので報告するものでございます。相手方は大仙市神宮寺 米山博美さんです。事故の概要は6月21日午前10時半頃、仙南幼稚園駐車場で園児2人が桜の木に向けて投げた小石が駐車していた乗用車に当たり、車体や

リアガラスに10数カ所の傷を付け損害を与えたものでございます。損害賠償額及び和解の要旨でございまして、損害賠償額につきましては、259,051円について町が賠償することで示談が成立しております。なお、損害賠償額の8割、207,240円については損害賠償保険で対応することになっております。2割分、51,811円については、今回上程する補正に予算計上しておりますのでよろしくお願ひしたいと思います。以上でございます。

○議長（高橋 猛君） これで報告第7号の説明が終わりました。

◎議案第51号の上程、説明、質疑、討論、表決

○議長（高橋 猛君） 日程第6、議案第51号財産の取得についてを上程し、議題といたします。
議案を朗読します。事務局長。

（事務局長朗読）

○議長（高橋 猛君） 提案理由及び内容の説明を求めます。総務課長。

○総務課長（小原正彦君） 議案第51号財産の取得についてご説明いたします。契約書（案）は議案資料集1ページ、入札執行の詳細につきましては2ページに掲載しておりますので合わせてご覧いただきたいと思ひます。提案理由でございますが、平成22年度社会資本整備総合交付金事業により、除雪ドーザ13トン級2台の購入について指名競争入札をした結果、仙北市角館町のTCM販売株式会社角館営業所に落札となりました。契約金額26,344,500円で契約に当たり、美郷町議会の議決に付すべき契約及び財産の取得又は処分に関する条例第3条の規定により議会の議決を求めるものでございます。よろしくお願ひいたします。

○議長（高橋 猛君） 提案理由並びに内容の説明が終わりました。これより質疑を行います。質疑ありませんか。

（「なし」の声あり）

○議長（高橋 猛君） 質疑なしと認めます。

これより討論を行います。討論ありませんか。

（「なし」の声あり）

○議長（高橋 猛君） 討論なしと認めます。

議案第51号についてこれより採決いたします。お諮りします。議案第51号について原案のとおり決定することにご異議ありませんか。

（「異議なし」の声あり）

○議長（高橋 猛君） 異議なしと認めます。よって議案第51号 財産の取得については、原案のとおり決しました。

◎議案第52号の上程、説明、質疑、討論、表決

○議長（高橋 猛君） 日程第7、議案第52号財産の取得についてを上程し、議題といたします。
議案を朗読します。事務局長。

（事務局長朗読）

○議長（高橋 猛君） 提案理由及び内容の説明を求めます。総務課長。

○総務課長（小原正彦君） 議案第52号財産の取得についてご説明いたします。契約書（案）は議案資料集3ページ、入札執行の詳細については4ページにありますので合わせてご覧いただきたいと思います。提案理由でございますが、除雪ドーザ5トン級1台の購入について指名競争入札をした結果、大仙市大曲西根の株式会社大曲産業機械に落札となりました。契約金額は7,329,000円で、契約に当たり美郷町議会の議決に付すべき契約及び財産の取得又は処分に関する条例第3条の規定により議会の議決を求めるものでございます。よろしく願いいたします。

○議長（高橋 猛君） 提案理由並びに内容の説明が終わりました。これより質疑に入ります。質疑ありませんか。

（「なし」の声あり）

○議長（高橋 猛君） 質疑なしと認めます。

これより討論を行います。討論ありませんか。

（「なし」の声あり）

○議長（高橋 猛君） 討論なしと認めます。

議案第52号についてこれより採決いたします。お諮りします。議案第52号について原案のとおり決定することにご異議ありませんか。

（「異議なし」の声あり）

○議長（高橋 猛君） 異議なしと認めます。よって議案第52号財産の取得については、原案のとおり決しました。

◎議案第53号の上程、説明、質疑、討論、表決

○議長（高橋 猛君） 日程第 8、議案第53号美郷町農業委員会選挙委員定数条例の全部改正についてを上程し、議題といたします。

議案を朗読します。事務局長。

（事務局長朗読）

○議長（高橋 猛君） 提案理由及び内容の説明を求めます。総務課長。

○総務課長（小原正彦君） 議案第53号美郷町農業委員会選挙委員定数条例の全部改正についてご説明いたします。提案理由ですが、農業委員会等に関する法律第 7 条第 1 項の規定により農業委員会の選挙による委員の定数をこれまでの20人から16人に減ずるために、8 ページの別紙にありますように定数条例の全文を改正するものでございます。なお、この条例は公布の日から施行し、施行後の最初の一般選挙から適用するものでございます。よろしくご審議をお願いいたします。

○議長（高橋 猛君） 提案理由並びに内容の説明が終わりました。これより質疑をおこないます。質疑ありませんか。

（「なし」の声あり）

○議長（高橋 猛君） 質疑なしと認めます。

これより討論を行います。討論ありませんか。9 番。泉美和子君。反対討論ですか。

（「はい」の声あり）

○議長（高橋 猛君） それでは原案に反対の発言がありますので討論を許可します。9 番。泉美和子君。登壇願います。

○9 番（泉 美和子君） 議案第53号に反対の立場から討論いたします。農業情勢が厳しい中で、今回の定数が削減になれば農家の声が届きにくくなり、また、農家に与える影響も大きいと思いますのでこの議案には反対をいたします。

○議長（高橋 猛君） 他に討論ありませんか。

（「なし」の声あり）

○議長（高橋 猛君） それではこれで討論を終わります。

議案第53号についてこれより採決いたします。異議がありますので起立により採決いたします。

本案を原案のとおり決定することに賛成の方の起立を求めます。

○議長（高橋 猛君） 起立多数と認めます。よって議案第53号美郷町農業委員会選挙委員定数条例の全部改正については原案のとおり可決されました。

◎議案第54号の上程、説明、質疑、討論、表決

○議長（高橋 猛君） 日程第9、議案第54号平成22年度美郷町一般会計補正予算第2号を上程し議題といたします。

議案を朗読します。事務局長。

（事務局長朗読）

○議長（高橋 猛君） 提案理由及び内容の説明を求めます。企画財政課長から順次説明願います。

○企画財政課長（高橋 薫君） 議案第54号平成22年度美郷町一般会計補正予算第2号についてご説明いたします。

今回の補正内容は46,781,000円を追加するものでございます。13ページをお願いします。第2表地方債補正ですが、合併特例債の限度額を15,300,000円追加するものでございます。詳細につきましては歳入により説明いたします。

○建設課長（照井智則君） 16ページ歳入をお願いします。13款2項5目1節道路新設改良費補助金ですが、4月から創設されました社会資本整備総合交付金において、国から経済対策として追加交付があり、舗装補修3路線に対する補助金を補助率65%で計上してございます。以上です。

○企画財政課長（高橋 薫君） 18款繰越金ですが、今回補正財源のうち一般財源分として1,481,000円を計上してございます。次に20款町債です。1項3目1節町道新設改良事業債ですが交付金事業の追加による合併特例債の増額でございます。

○総務課長（小原正彦君） 17ページ歳出2款1項1目22節補償補填及び賠償金でございますが、こちらは報告第7号の専決処分で報告しました車両損壊の賠償事故に係る賠償金259,051円のうち総合賠償保険の適用とならない2割分、51,811円を計上するものでございます。

○住民生活課長（鈴木 隆君） 4款1項3目環境衛生費の15節でございますが、金沢西根宇上糠沢にございます墓地公園の一角に無縁仏を埋葬するスペースがあります。これに墓石等を設置いたしたく、その工事費をお願いするものでございます。

○農政課長（深澤克太郎君） 6款1項7目19節負担金補助及び交付金でございますが、7月25日大仙仙北美郷畜産共進会が宮崎県で発生している口蹄疫の関係で家畜が集合する大会等の自粛をすることになりまして、大会を中止することにより減額するものでございます。なお、秋田県では5月24日、県口蹄疫対策危機管理連絡部を設置し6月2日、3日にかけて1,700戸の農家307,000頭に対する消毒薬を無償配布してございます。郡の関係でございますが7月7日、8日、仙北家畜自衛防疫協議会を通じまして消毒薬を美郷町分35戸へ配布してございます。この防

疫協議会に対する消毒薬の負担ではありますが、美郷町分として140,000円かかっております。予備費で対応をお願いしております。以上でございます。

○商工観光課長（池田茂基君） 7款1項3目観光費8節報償費から11需用費でございますけれども、これは現在本町の観光資源や物販の促進をお願いしておりますふるさと大使に加えまして、学識経験者や文化人、経済人、スポーツ選手など、より知名度が高く、全国、東北など広い範囲で活躍しておられる方で、本町となんらかの接点や交流のある方を新たに美郷大使という名称で委嘱し、本町に関する情報の発信や町広報誌などへのメッセージ寄稿、その他まちづくりへの提言などをお願いすることに伴う経費でございます。次のページでございます。次の13節は公園等管理費委託料の追加でございます。これは雁の里山本公園内の松の木数本に枝折れが確認されましたことから、その伐採処分作業の委託経費を計上させていただくものでございます。

○建設課長（照井智則君） 続きまして8款2項3目道路新設改良費15節工事請負費は経済対策として国から追加交付されます社会資本整備総合交付金を財源とするもので、舗装補修3路線の工事費で、事業箇所につきましては議案資料集の5頁に位置図を明記してございます。以上です。

○議長（高橋 猛君） 提案理由並びに内容の説明が終わりました。これより質疑をおこないます。質疑ありませんか。

○議長（高橋 猛君） 16番。飛澤龍右エ門君。

○16番（飛澤龍右エ門君） はい。17ページの歳出でございますけれども、さきほど園児の賠償責任が説明されましたけれども、この足りない部分を補償金で、町で補うということでございますけれども、この総合賠償補償保険というものはどういうものに支払われるものか、それとなぜ8割なのか、そこいら辺をお願いします。

○議長（高橋 猛君） 総務課長。

○総務課長（小原正彦君） 総合賠償保険の制度でございますが、こちらは町村等が所有、使用する施設等々で忌避または業務上の過失による事故に対しまして、なんらかの事故が発生した場合に町村等が法律上賠償しなければいけないというような場合に支払われる保険ということで、こちらは全国町村会の方で実施している保険でございます。町でもこの保険に加入してございましたので、今回このような場合に保険が適用になったということでございます。ただ今回の事故につきましては、第三者行為があるということで、自己責任につきまして本来であれば園児に責任があるわけでありまして、ただし園児の場合は責任能力がないというわけで、施設の管理者である町が残りの2割を負担する、8割はこれまでの規定がございまして8割相当は保険の対象になる

ということでございます。これは園児にも責任があるということで、本来であれば5割5割というような判例があるようではありますが、全国町村会の方にこのようなケースの場合、園児の責任能力が低いということで様々交渉した結果、それでも8割までは賠償保険で賄うということでございます。ただし、2割につきましては施設の管理者である町の責任だということで今回補正をお願いしたものでございます。以上でございます。

○議長（高橋 猛君） よろしいですか。（「はい」の声あり）

他にございませんか。5番。森元淑雄君。

○5番（森元淑雄君） 5番。17ページの商工費でありますけれど、ふるさと大使と美郷大使と課長が言われましたが、この区分の違いはどの辺か教えてもらいたいと思います。

○議長（高橋 猛君） 商工観光交流課長。

○商工観光交流課長（池田茂基君） はい。ふるさと大使の方は、また、美郷大使の方も本町に係る様々な情報発信をお願いすることは同じでございますけれども、特に美郷大使につきましては情報発信とともに、来町していただいて意見交換をしたり、また、まちづくりへの提案、提言をしていただいたり双方向でのやりとりをさせていただきたい。その部分でのこれまでのふるさと大使とはまた一つ違う役割を担っていただくという形に区分しているところです。

○議長（高橋 猛君） よろしいですか。（「はい」の声あり）

他にありませんか。

（「なし」の声あり）

○議長（高橋 猛君） 質疑なしと認めます。

これより討論を行います。討論ありませんか。

（「なし」の声あり）

○議長（高橋 猛君） 討論なしと認めます。

議案第54号についてこれより採決いたします。お諮りします。議案第54号について原案のとおり決定することにご異議ありませんか。

（「異議なし」の声あり）

○議長（高橋 猛君） 異議なしと認めます。よって議案第54号平成22年度美郷町一般会計補正予算第2号は、原案のとおり決しました。

◎閉会の宣告

○議長（高橋 猛君） 以上で、本臨時会に上程されました議案の審議は全部終了いたしました。

これもちまして平成22年第4回美郷町議会臨時会を閉じます。

ご苦労さまでした。

（午前10時31分）

地方自治法第123条の規定により下記に署名する。

平成22年7月20日

美郷町議会議長 高 橋 猛

署 名 議 員 飛 澤 龍 右 ヱ 門

署 名 議 員 深 沢 義 一